

奨学金返還補助金のご案内

市内に就業した30歳未満の方の奨学金年間返還額の一部を補助します。

最大年額12万円 最長5年 補助率2分の1

【市内就業とは】

「市内において農林水産業に従事する」…農林水産業の収入をもって生計が成り立ち、または成り立つ見込みがあると市長が認めるもの。

「市内の事業所等に就職する」…雇用期間の定めのある就業については、1年以上契約する可能性があることと、所定労働時間が正社員と同じであることの証明が必要。

「市内において個人事業を営む」…市内で新たに起業等をする。

【補助対象となる方】(①～⑧のすべてをみたすこと)

- ①奨学金の貸与を受けて大学、短大、専修学校専門課程、高専に進学した方
- ②事業認定申請年度の前年度から奨学金の返済を行い、市税等の滞納がない方
- ③市内に住所を有し、H28年3月1日以後の市内就業から1年以上継続している方
- ④事業認定申請日時点において30歳未満の方
- ⑤転勤者（本社が市内にある場合を除く）または国、地方公共団体等の正規職員ではない方
- ⑥事業認定申請年度から5年以上、市内で定住する意志がある方
- ⑦奨学金に係る他制度による補助、免除を受けていない方
- ⑧暴力団員等ではない方

【対象となる経費】

事業認定申請日の前月までの1年間に返還した奨学金返還額

【対象となる期間】

最長5年間（30歳になる年度まで）

【手続きの流れ】

市内就業(平成28年3月1日以後)

①事業計画認定申請 【申請者】 市内就業 1年経過した日から3か月以内に、次の書類を提出してください。

この時点で30歳未満

- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書(様式第1号)
- 事業計画書(別紙1-5)
- 承諾書(別紙2-4)
- 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証明する書類の写し
- 奨学金等の全体の返還計画を確認することができる書類の写し
- 奨学金等の返還額を証するものの写し(領収書・通帳の写し等)
- 世帯全員分の市税の未納がないことを示す証明書
- その他市長が必要と認める書類(就業状況が確認できるもの等)

②認定通知書交付

【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。

※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。

○大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書(様式第2号)を申請者へ通知

③奨学金返還

事業の変更・中止等の際は、手続きが必要です。お問い合わせください。

④補助金交付申請

【申請者】 次の書類を提出してください。(2年目以降も提出してください。)

(事業実績報告)

- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書(様式第9号)
- 事業実績書(別紙6-5)
- 誓約書(別紙7)
- 奨学金を返還していることを示す書類の写し(領収書・通帳の写し等)
- 就業状況が確認できる書類(次のうちいずれか1つ)
 - ・所得を証明する書類または新規就労支援者であることを示す書類
 - ・就労証明書(別紙4)
 - ・登記事項証明書または開廃業等届出書等の写し
- その他市長が必要と認める書類

⑤交付決定通知書交付

【市】 提出書類等を確認し、交付決定を行います。

○大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書(様式第10号)を申請者へ通知

⑥請求

【申請者】 次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金請求書(様式第11号)

⑦補助金の交付

【市】 請求により、補助金を支払います。

【申請・問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター(大洲市役所 5階)

☎ 0893-57-9989

✉ iju-teiju@city.ozu.ehime.jp